

## 1979年通商協定法

### 第3編 政府調達

#### 第301条 差別的調達要件変更に関する一般権限

##### (a) 大統領による差別的調達要件に関する権利放棄

(f)に基づき大統領は、(b)に定められた外国又は機関の適格产品及びその製品の供給者に関して、政府調達に関係のある法律、規則、手続又は慣行を適用するにあたり、その产品及び供給者に適用した場合、次に掲げる待遇に比べ不利な待遇となる適用の全部又は一部を放棄しなければならない。

- (1) 合衆国の产品及び当該製品の供給者に与えられる待遇、又は
- (2) 協定に加盟している他の外国又は機関の適格产品及びその製品の供給者に対して、与えられる待遇。

##### (b) 国及び機関の適格指定

大統領は、(a)の目的における国又は機関の指定を行わなければならない。ただし、大統領が次に掲げるものであると認めた場合に限る。

##### (1) 次に掲げる国又は機関

- (A) 既に協定又はNAFTA協定に加盟し、及び
- (B) 合衆国产品及びその供給者に対して相互に競争的な政府調達のための適当な機会を提供する国又は機関。

##### (2) 主要工業国以外で、次に掲げる国又は機関

- (A) 協定上の諸義務を負い、及び
- (B) その产品及びその供給者に対して前述の機会を提供する国又は機関。

##### (3) 主要工業国以外で、その产品及びその供給者に対して前述の機会を提供する国又は機関、又は

##### (4) 後発開発途上国

##### (c) 権利放棄及び指定の変更又は撤回

大統領は、(a)に従って与えた権利放棄又は(b)に従って行った指定を、変更又は撤回することができる。

##### (d) [失効]

##### (e) ある連邦機関による布告手続

他の法律の規定にかかわらず、大統領は、北アメリカ自由貿易協定附属書1000.1a-2に掲げる合衆国の機関に的産品の調達において、同協定第10章の手続規定の遵守を指示することができる。

##### (f) 小企業及び少数派優遇

法律、規則、手続又は政策の(a)に基づく政府調達に関する大統領の免除権限は、小企

業及び少数派優遇に影響を及ぼすものではない。

### 第302条 相互競争的な調達禁止に関する権限

#### (a) 非指定国からの調達禁止に関する授権

##### (1) 総則

(2)の規定に従い、協定に含まれた調達に関して、更に別の各国が協定の当事者となり、並びに合衆国の産品及びその供給者に対して相互に競争的な政府調達のための適当な機会を提供することを促進するために、大統領は、

(A) 協定の対象の調達に関して、第301条(a)に基づく権利放棄が、はじめて実施された日の後

(i) 第301条(b)による指定をうけていない外国又は機関の産品、及び

(ii) その他適格産品とされる産品

の調達を禁止しなければならない、及び

(B) 協定の対象の調達に関して、その権限の範囲内において、必要と認める別の手段を取ることができる。

##### (2) 除外

(1)の規定は、次に該当する調達には適用しない。

(A) 合衆国又は適格産品の産品又はサービスの入札がない場合

(B) 合衆国又は適格産品の産品又はサービスの入札が合衆国政府の要求を満たすのに十分な場合

#### (b) 猶予及び権利放棄

(a)の規定にかかわらず、各国が協定当事者となり、並びに合衆国産品及びその供給者に対して相互に競争的な政府調達のための適当な機会を提供することを促進する目的を助長するために、大統領は、

(1) 協定の署名国になっていないが、次のいずれにも該当する外国又は機関の産品について、(a)(1)により求められる禁止を、除外できる。

(A) 政府調達に対して、協定と同等の透明性があり、競争的な手続を適用することを合意し、かつ

(B) 政府調達に関連して、贈賄その他の腐敗についての効果的禁止を維持し、及び執行している。

(2) 各政府機関の長に対して、各政府機関の間での再検討及び1962年通商拡大法第242条(a) (19 U. S. C. 1872 (a)) に基づいて設立された委員会の一般的政策指針に従い、国益に関する場合、個別にその禁止を免除する権限を与えることができる、及び

(3) 国防長官に対して、各政府機関の間での再検討及び1962年通商拡大法第242条(a)

(19 U. S. C. 1872 (a)) に基づいて設立された委員会の政策指針により、国防省と相互調達協定を締結する国又は機関の産品に対して、その禁止に関する権利を放棄する権

限を与えることができる。

(1)に規定する放棄権限の行使の前に、大統領は、1974年通商法第135条に基づき設立された適当な諮問委員会及び適当な議会の委員会と協議しなければならない。

(c) 制限の影響に関する報告

(1) 経済への影響

大統領は、1981年7月1日までに、先進国が適当な製品分野の物品及び設備の主たる購入者である国の政府の機関を協定の対象とすることを拒否したことが合衆国経済に及ぼす影響(雇用、生産、競争、コストと価格、技術開発、輸出貿易、国際収支、インフレ、連邦予算への影響を含む。)について、下院の歳入委員会及び政府運営委員会並びに上院の財政委員会及び政府問題委員会に報告しなければならない。

(2) 相互主義達成のための勧告

(1)によって要求される報告には、その産品部門における衡平と相互主義を達成するための、(A) 協定に含まれない合衆国機関による上記各国の産品の調達禁止、及び(B) バイ・アメリカン法といわれている、1993年3月3日の法律 (41 U.S.C. 10a et seq ) 第3編の適用の修正、を含めた代替手段の評価が含まれるものとする。その報告には、その代替手段の合衆国経済への影響(雇用、生産、競争、費用及び価格、技術開発、国際収支、インフレーション並びに連邦予算への影響を含む。)並びに第304条(a)及び(b)に従った協定の適用範囲拡大に関する成功した交渉、他の貿易交渉目的、連邦政府の州及び地方政府に対する関係、並びに大統領が適当と認めるその他要因に対する影響の分析が含まれるものとする。

(3) 協議

大統領は、(1)により要求される報告並びに(2)により要求される評価及び分析を準備するにあたり、公衆、産業及び労働の代表者と協議し、及び準備の過程で得た秘密事項に属さない関連情報を、1974年通商法第135条に基づいて設立された諮問委員会が利用しうるようにしなければならない。

(d) 提案された措置

(1) 大統領の報告

大統領は、1981年10月1日までに、(c)(1)に規定する議会の委員会に対して、政府調達の分野において主要工業国との間に相互主義を確立するのに適当と考える措置を記載した報告を立案及び送付しなければならない。

(2) 手続

(A) 大統領の決定

大統領は、(1)に従って提出された報告において提案された措置を認可又は実施するために、現行法の変更又は新しい制定法上の根拠が必要であると認めた場合には、1982年1月1日以後に、議会に対して、その変更を達成し、又はその新しい制定法上の根拠を設けるための法案を提出しなければならない。大統領は、その法案の提出

に先立ち、当該措置によって影響を受けるであろう対象事項を含む立法に関して管轄権を有する議会の適当な委員会と協議するとともにその法案の発議草案を当該委員会に提出しなければならない。

(B) 議会の審議

議会各院の当該委員会は、(A)に従って提出された法案を速やかに審議するとともに上記法案に関する最終的な委員会の措置を迅速に取るために最善の努力をしなければならない。

### 第303条 民間航空機購買に関する差別的調達要件についての権利放棄

大統領は、第2条(c)及び適当な場合第2条(a)に規定する民間航空機貿易に関する協定の加盟国又は機関の民間航空機及び関連物品の調達の場合には、一般にバイ・アメリカン法といわれる、1933年3月3日の法律(41 U.S.C. 10a et seq)第3編の規定の適用を放棄することができる。大統領は、この条に基づいて認められた権利放棄を修正又は撤回することができる。

### 第304条 協定の適用範囲の拡張

(a) 全般的交渉目的

大統領は、協定第24条第7項に規定する再交渉において、合衆国の農業、工業、鉱業及び商業上の産品のための外国市場の維持及び拡大による合衆国の経済的利益の極大化、公正及び衡平な市場機会の発展、並びに開放的及び非差別的な世界貿易という全般的目的をもって、より開放的及び衡平な海外市場への署名並びに政府調達に関する貿易若しくは通商を歪曲する方策の調和、縮小又は排除を追求しなければならない。このサブセクションの規定を実施する際に、大統領は、第306条(a)によって要求される報告において行われた評価を考慮しなければならない。

(b) 部門別交渉目的

大統領は、(a)に規定する全般的目的に一致するとともに実行しうる最大限まで、適切な産品部門に関して、世界の先進国への合衆国産品の輸出の、及び合衆国が付与するのと同等の競争機会を追求するとともにその際、当該部門に影響を与えている世界貿易に対するすべての障壁及びその他これに関するひずみを、考慮しなければならない。

(c) 独自の検証目的

大統領は、協定第24条第7項に規定された再交渉に際し、協定第19条第5項に基づき協定の当事国により政府調達委員会へ提出される情報について、独自の検証のための制度を確立するよう努めなければならない。

(d) 交渉に関する報告

(1) 進展が不十分な場合の報告

協定の再交渉の間、いつでも大統領は、再交渉が思い通りに進展しておらず、また

その開始から12ヵ月以内に、適当な産品部門における物品及び設備の主たる購入者である先進国の政府機関による調達に適用できるほどに協定が拡大されるに到りそうもないことを認めた場合には、第302条(c)(1)に規定する議会の委員会に、その旨報告しなければならない。さらに大統領は、(a)及び(b)に示された目的並びに第302条(c)に基づいて分析を必要とする要因を考慮して、政府調達の分野での、これらの産品部門における先進国との相互主義を追求するための適当な措置を、その委員会に報告しなければならない。

(2) 立法の勧告

第302条(c)に基づいて分析を必要とする要因を考慮して、大統領は、その機関が先進国の産品を購入することを禁ずることのできる立法（協定の適用を受けない政府機関に関する）を議会に勧告することができる。

(3) 年次報告

1979年7月26日後に作成された1974年通商法第163条(a)に基づく大統領の各年次報告書は、政府調達の分野での、適切な産品部門における主要工業国との相互主義を確立するために大統領が適当と考える措置がある場合には、これを報告しなければならない。

(e) 無差別待遇及び内国民待遇の拡大

大統領は、合衆国について協定が発効する日において、その適用を受けていない調達に対して、第301条の権利放棄権限を含む行使する前に、民間部門及び議会との協議を定めた1974年通商法第135条及び同法第1編第6章の協議条項に従わなければならない。

### 第305条 監視及び実施

(a) 監視及び実施機構のための勧告

貿易関連機構の再編成のための勧告の作成において、大統領は、協定により要求された、又は第301条(b)に基づいて指定されそうな国若しくは機関により同意された入札手続に特に関連して、協定及びこの編の要件の監視並びに実施に対して慎重な考慮が払われることを確保しなければならない。

(b) 原産地規則

(1) 施行規則及び最終決定

この編の適用上、財務長官は、第308条(4)(B)に基づく物品が、第301条(b)により指定された外国又は機関の産品であるか否かに関する、施行規則及び最終決定を早急に発布する準備を行わなければならない。

(2) 不正な行為に対する処罰

第301条による権利放棄の適用を得ることの、又は第302条による禁止を回避することの目的をもった産品の原産地に関する不正な行為に対しては、適用できる他の法規に加えて、合衆国法典第18編第1001条を適用しなければならない。

(c) 原産地規則に関する議会への報告

(1) 国内行政慣行

第301条による権利放棄がはじめて効力を生じた日に開始する2年間の終結の後、出来る限り速やかに、大統領は、物品、産品、商品又はその他の通商品目の原産地国に関してなされるべき決定を要求する法律の規定に基づく、行政慣行の評価を含む報告書を作成し、これを議会に送付しなければならない。その評価には、当該慣行を改善し、簡略化し、また更に統一させ、一貫させるために要求される立法及び行政上の措置に関する大統領の勧告が添付されなければならない。その評価及び勧告は、これらの慣行に関して、合衆国の属領である諸島に影響を与える特殊な問題に考慮を払うものでなければならない。

(2) 外国の行政慣行

(1)に基づいて要求される報告は、物品、産品、商品又はその他の通商品目の原産国に関してなされるべき決定を要求する各主要工業国の法律に基づく、行政慣行の評価が含まなければならない。合衆国の輸出に関してこれらの慣行についての評価を含むものとする。

第307条 議会顧問の情報の利用可能性

合衆国通商代表は、1974年通商法第161条に従って公式顧問に任命された議会の議員が、協定第19条第5項に基づき政府調達委員会によってまとめられた情報を、利用できるようにしなければならない。

第308条 定義

この編において使用された場合には、

(1) 協定

「協定」とは、ウルグアイラウンド協定法第101条(d)(17)に規定する議会に提出された政府調達に関する協定をいう。ただし、合衆国が受諾した改正、変更及び修正を含むものとする。

(2) 民間航空機

「民間航空機及び関連物品」とは、次のものをいう。

- (A) 国防省又は合衆国沿岸警備隊用として購入する航空機以外のすべての航空機
- (B) これらの航空機のエンジン（及びその中に組入れるための部品及び構成部分）
- (C) これらの航空機に組入れるための部品、構成部分及び半組立品
- (D) これらの航空機に関して使用するための地上の飛行シュミレーター装置、並びにその部品及び構成部分。この場合、これらのものが、これらの航空機の製造、修理、保守、再建、改修若しくは改造において、原部品として若しくは取替え部品として使用するために購入されたか、しないか、又はこれらの航空機若しくは又は物

品が、第601条(a)(2)によって、無税待遇を受けるか受けないかを問わない。

(3) 先進国

「先進国」とは、大統領によって、そのように指定された国をいう。

(4) 適格産品

(A) 総則

「適格産品」とは、外国又は機関に関して次のことをいう。

(i) 合衆国による調達に関して、協定の適用を受ける当該国、機関の産品又はサービスをいう。

(ii) 合衆国による調達に関して、NAFTA協定の適用を受ける当該国、機関の産品又はサービスをいう。

(B) 原産地規則

ある物品がその国又は機関の産品であるとされるのは、次の場合に限る。

(i) 当該物品が、完全に当該の国又は機関の栽培品、産品又は製品である場合、又は

(ii) 当該物品が、別の国又は機関からの材料で全部又は一部構成されている場合においては、当該物品が実質的に変形され、もとの物品とは別の名称、特徴又は用途をもつ、新たな別の商品に実質的に変形された場合。

(C) 合衆国及びイスラエル自由貿易地域協定による産品の低価額

「適格産品」とは、次に基づき合衆国が、自国品限定購入を権利放棄する義務のあるイスラエルの産品又はサービスを含む。

(i) (1)に規定する) 協定の基準額にかかわらず、合衆国政府とイスラエル政府との間の自由貿易地域の設立協定

(ii) 相互主義により、協定の対象についての適用される基準額を低くする合衆国とイスラエルとの間の協定

(D) 合衆国及びカナダ自由貿易地域協定による産品の低価額

合衆国及びカナダ自由貿易地域協定の第1304条第3項に基づき合衆国及びカナダにより合意されたものを除き、「適格産品」とは、(1)に規定する) 協定(協定に規定する基準額を除く。)に基づき合衆国の調達に適用される25,000ドル以上の契約価額がある、カナダの産品又はサービスを含む。

(5) 機関

「機関」とは、一国の政府の機関又は部門を含むものと解釈されてはならず、ヨーロッパ経済共同体のような諸制度を含むよう解釈するものとする。

(6) 後発開発途上国

「後発開発途上国」とは、後発開発途上国に関する国連総会のリストに載っている国をいう。

(7) 主要工業国

「主要工業国」とは、1974年通商法第126条において定義された国及びその国の機関をいう。

## 1988年包括貿易競争力法

### 第7004条 終了条項

この編による改正は、議会在1979年通商協定法第305条(k)に基づき求められる報告及び他の関係する情報を検討の後に延長しない限り、1996年4月30日に効力を失う。当該日の後、大統領は当該改正に基づきとられた措置の一部又は全部を改定又は終了させることができる。

(訳注：この編（第7編）による改正は、バイアメリカン法第4条の追加、1979年通商協定法第305条(d)～(k)の追加並びに適合改正としてのバイアメリカン法第1条(c)の追加、第3条の改正、1949年10月29日の法律第633条の改正、1979年通商協定法第301条(d)の追加である。延長はされず失効した)